

教育長報告

- 1 県都市教育長協議会第4回定例協議会について (1/30 吉川市)
- 2 第8回西部教育事務所管内教育長会議について (2/12 飯能市)

事業等報告（令和8年2月）

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| ① 主要行事予定について | (別紙資料1) |
| ② 令和8年第1回入間市議会定例会について | (別紙資料2) |
| ③ 令和7年度一般会計補正予算(第7号)の概要について | (別紙資料3) |
| ④ 令和8年度予算(案)の概要について | (別紙資料4) |
| ⑤ 入間市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について | (別紙資料5) |
| ⑥ 「第29回むかしのくらしと道具展」の実施結果について | (別紙資料6) |

令和7年度 主要行事予定表 (3月)

3月

月 日	曜 日	時 間	事 業 名	会 場	参 加 对 象	教育委員 出席依頼	担 当 課
3月1日	日	13:00～	金子地区芸能文化祭	金子地区センター	一般		金子地区センター
3月1日	日	13:10～	入間市文化協会芸能発表会	産業文化センター	教育長、一般		社会教育課
3月8日	日	10:00～16:00	市民謡連盟発表会	産業文化センター	教育長、一般		社会教育課
3月13日	金		中学校卒業証書授与式	各中学校	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
3月15日	日	8:30～13:30	彩の森クロスカントリー大会	彩の森入間公園	小学3年生～一般	○	スポーツ推進課
3月16日	月	9:30～	3月市議会定例会 閉会	市庁舎 議場			議会事務局
3月22日	日	13:30～	入間市中央少年少女合唱団定期演奏会	産業文化センター	教育長、一般		社会教育課
3月24日	火		小学校卒業証書授与式	各小学校	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
3月25日	水	13:00～	総合教育会議	市庁舎 大会議室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
3月25日	水	15:00～	教育委員会定例会(3月)	市庁舎 大会議室	教育長、教育委員、関係者	○	教育総務課
3月31日	火	15:30～	教育関係職員感謝状贈呈式	市庁舎 501会議室	教育長、教育委員、教職員、関係者	○	教育総務課

資料 2

令和8年第1回入間市議会定例会について

1 日程

2月	3日(火)	……	告 示	
	13日(金)	……	開 会	
	24日(火)	……	総括質疑	
	25日(水)	……	総括質疑	
	26日(木)	……	総務常任委員会	
	27日(金)	……	都市経済常任委員会	
3月	2日(月)	……	福祉教育常任委員会	
	4日(水)	……	一般質問	
	5日(木)	……	一般質問	
	6日(金)	……	一般質問	
	16日(月)	……	閉 会	※会期は32日間

2 上程議案 計38件

専決処分	……	2件
人事案件	……	1件
条 例	……	14件
一般議案	……	5件
当初予算	……	8件
補正予算	……	8件

令和7年度一般会計補正予算（第7号）の概要について【教育委員会分】

- 1 一般会計補正予算（第7号）は、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び地方債の補正です。
 歳入歳出予算は、予算現計額555億7,584万3千円に、歳入歳出それぞれ4億6,433万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を560億4,018万2千円とするものです。

□ 歳入歳出予算について

【歳入のうち主なもの】（新規または補正額 30,000 千円以上の主なもの）

No.	内 容	補正予算額 (千円)	増減の主な理由等
1	国庫補助金／物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	△117,839	国の推奨メニュー実施に伴う増 (+43,291千円) 及び定額減税調整給付金事業費の確定に伴う減 (△161,130千円) ・補助率 10/10【このうちの一部が歳出No.6 に対応】
2	国庫補助金／小学校費補助金／学校施設環境改善交付金	+6,890	補助対象事業の確定に伴う減及び防犯カメラ設置工事の実施に伴う増 ・補助率 1/2 【歳出No.1 に対応】
3	国庫補助金／小学校費補助金／地域未来交付金 (地域防災緊急整備型)	+6,682	小学校環境整備備品の購入に伴い交付金を受け入れるもの ・補助率 1/2 【歳出No.2 に対応】
4	国庫補助金／中学校費補助金／学校施設環境改善交付金	△720	補助対象事業の確定に伴う減及び防犯カメラ設置工事の実施に伴う増 ・補助率 1/2 【歳出No.3 に対応】
5	国庫補助金／中学校費補助金／地域未来交付金 (地域防災緊急整備型)	+2,475	中学校環境整備備品の購入に伴い交付金を受け入れるもの ・補助率 1/2 【歳出No.4 に対応】
6	国庫補助金／学校施設環境改善交付金（学校給食センター分）	+208,067	国の補正予算（第1号）による追加採択に伴う増 ・補助率 1/2, 1/3 【歳出No.5 に対応】
7	市債／学校給食センター更新事業債	△345,200	起債対象事業費（学校給食センター建設工事）の確定及び国庫補助金の受け入れに伴う減 【歳出No.5 に対応】

【歳出のうち主なもの】（主に新規または補正額 30,000 千円以上のもの）

No.	内 容	補正予算額 (千円)	増減の主な理由等
1	小学校費／諸工事費	+17,250	支払い額の確定に伴う工事費の減及び防犯カメラ設置工事の実施に伴う増 【歳入No.2 に対応】
2	小学校費／教育管理備品購入事業	+13,365	学校環境整備備品購入事業の実施に伴う備品購入費の増 【歳入No.3 に対応】
3	中学校費／諸工事費	+2,020	支払い額の確定に伴う工事費の減及び防犯カメラ設置工事の実施に伴う増 【歳入No.4 に対応】
4	中学校費／教育管理備品購入事業	+4,950	学校環境整備備品購入事業の実施に伴う備品購入費の増 【歳入No.5 に対応】
5	学校給食センター建設工事	△138,746	実施内容及び支払い額の確定に伴う工事請負費等の減 【歳入No.6, 7 に対応】
6	学校給食原材料費高騰分負担軽減事業	+37,966	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、小中学生の保護者が負担する給食費について補助事業を実施するもの 【歳入No.1 の一部に対応】

□ 継続費について

(1) 変更 (1件)

No.	事業名	総額(千円)		年度	年割額(千円)	変更理由
1	学校給食センター建設工事	補正前	4,366,645	令和6年度	1,439,758	建設工事の完了による事業費の確定に伴い総額及び年割額を変更するもの
				令和7年度	2,926,887	
		補正後	4,227,899	令和6年度	1,439,758	
				令和7年度	2,788,141	

□ 繰越明許費について

(1) 追加 (4件)

No.	事項	事業費(千円)	設定理由
1	東金子小学校外4校防犯カメラ設置工事	19,250	国庫補助金の交付決定が令和8年3月の予定であり年度内の完了が見込めないため、事業費を繰り越すもの(令和9年1月29日完了予定)
2	小学校環境整備備品購入事業	13,365	国庫補助金の交付決定が令和8年3月の予定であり年度内の完了が見込めないため、事業費を繰り越すもの(令和8年9月30日完了予定)
3	藤沢中学校防犯カメラ設置工事	3,850	国庫補助金の交付決定が令和8年3月の予定であり年度内の完了が見込めないため、事業費を繰り越すもの(令和9年1月29日完了予定)
4	中学校環境整備備品購入事業	4,950	国庫補助金の交付決定が令和8年3月の予定であり年度内の完了が見込めないため、事業費を繰り越すもの(令和8年9月30日完了予定)

□ 地方債について

(1) 変更 (6件)

No.	起債の目的	限度額(千円)		変更理由
		変更前	変更後	
1	小学校校舎便所改修事業	136,700	128,900	起債対象事業費(藤沢東小学校校舎便所改修事業)の確定に伴う減
2	小学校普通教室エアコン設置事業	5,700	4,600	起債対象事業費の確定に伴う減
3	小学校設備改修事業	14,600	22,400	起債対象事業費の確定及び起債事業区分の変更、並びに防犯カメラ設置工事の実施に伴う増
4	中学校設備改修事業	11,100	10,400	起債対象事業費の確定及び起債事業区分の変更、並びに防犯カメラ設置工事の実施に伴う減
5	中学校屋内運動場外壁等改修事業	119,600	123,300	起債対象事業費(東金子中学校屋内運動場外壁等改修事業)の確定及び起債事業区分の変更に伴う増
6	学校給食センター更新事業	2,941,000	2,595,800	学校施設環境改善交付金の受け入れ及び起債対象事業費の減に伴う減

令和8年度予算(案)の概要【教育部関連】

埼玉県入間市

歳入予算の概要

款15	使用料及び手数料	項1	使用料	目9	教育使用料	節3	社会教育使用料	細節	西洋館入館料
	令和8年度当初予算額		600千円		令和7年度当初予算額	600千円	令和6年度決算額		480千円
概要	入間市旧石川組製糸西洋館条例の規定により、西洋館への入館者から入館料を徴収するものです。 ・入館料(個人) 200円 ・年間入館見込者数 3,000人								
								担当課	博物館

款15	使用料及び手数料	項1	使用料	目9	教育使用料	節3	社会教育使用料	細節	西洋館使用料
	令和8年度当初予算額		8,400千円		令和7年度当初予算額	7,560千円	令和6年度決算額		8,180千円
概要	入間市旧石川組製糸西洋館条例の規定により、西洋館における撮影を目的とした専用使用に当たり専用使用料を徴収するものです。 ・年間使用見込日数 40日								
								担当課	博物館

款 16 国庫支出金 項 2 国庫補助金 目 9 教育費国庫補助金 節 4 保健体育費補助金 細節 学校施設環境改善交付金（学校給食センター一分）

令和 8 年度当初予算額	91,994千円	令和 7 年度当初予算額	179,296千円	令和 6 年度決算額	86,045千円
概要	学校給食センター更新に伴う解体工事費に対する国庫補助金です。当補助金は、学校給食センター建設工事費に充当されます。			担当課	学校給食課

款 17 県支出金 項 2 県補助金 目 9 教育費県補助金 節 5 保健体育費補助金 細節 給食費負担軽減交付金

令和 8 年度当初予算額	355,840千円	令和 7 年度当初予算額	0千円	令和 6 年度決算額	0千円
概要	令和 8 年 4 月から小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減が実施されることに伴う県補助金です。当補助金は、自校給食校運営費の賄材料費に充当されます。			担当課	学校給食課

款 22 諸収入 項 6 雑収入 目 1 雑収入 節 3 学校給食費受入金 細節 学校給食センター対象生徒等給食費

令和 8 年度当初予算額	250,652千円	令和 7 年度当初予算額	225,795千円	令和 6 年度決算額	218,222千円
概要	学校給食センター給食の対象校である生徒等から納入される給食費です。納入される給食費は、給食食材の購入費として賄材料費に充当されます。対象校：市内中学校 10校			担当課	学校給食課

款 22 諸収入 項 6 雑収入 目 1 雑収入 節 3 学校給食費受入金 細節 自校給食校対象児童等給食費

令和 8 年度当初予算額	65,256千円	令和 7 年度当初予算額	372,130千円	令和 6 年度決算額	367,159千円
概要	自校給食の対象校である児童等から納入される給食費です。納入される給食費は、給食食材の購入費として賄材料費に充当されます。対象校：市内小学校 16校			担当課	学校給食課

款22	諸収入	項6	雑入	目1	雑入	節4	雑入	細節	行政資料等頒布料収入
	令和8年度当初予算額		96千円		令和7年度当初予算額		0千円		0千円
概要	社会教育課で刊行している文芸入間の有償頒布料であり、令和7年度当初まで、市民に無料で配布しておりましたが、受益者負担の見直しにより、第48号以降の号を有償頒布することといたしました。								
								担当課	社会教育課

事業概要調査

【一般会計】 教育部 学校教育課

款	10	項	1	目	2	事務局費	新規・継続
事業名	学校教育支援事業						
令和8年度当初予算 事業費総額	27,649千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	24,775千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)	25,382千円						
令和6年度決算 事業費総額	22,110千円						
根拠法令等	なし						
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等) 教育指導方針に基づき、研究委嘱等をおし教職員の資質の向上を目指すとともに、準教科書の購入、市内小・中学校への狭山茶とふれあう教育推進事業の委託、一部小学校における水泳指導業務の委託等を行い、授業及び郷土への理解向上を図ります。 また、医療ケア(気管分泌物吸引処置)が必要な児童への対応のため、業務委託により給食の前後1時間、看護師の巡回支援(訪問看護)を実施します。</p> <p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討) 他自治体においても、それぞれの自治体の状況(学校数、児童生徒数等)に応じ、同様の施策を展開しています。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容 なし							
款	款名	細節名称	予算額(千円)				
17	県支出金	中学校配置相談員助成事業補助金	2				
20	繰入金	ふるさと寄附基金繰入金	8,490				
16	国庫支出金	教育支援体制整備事業費補助金	789				
			計	9,281			
④事業費及び財源等							
節	細節	細節名称	予算額(千円)				
07	01	報償費	4,822				
08	01	費用弁償	84				
10	01	消耗品費	1,533				
	04	印刷製本費	859				
11	02	手数料	25				
	06	保険料	1,171				
12	01	委託料	17,053				
13	06	その他使用料	5				
18	02	補助及び交付金	2,097				
			計	27,649			
⑤その他(その他必要事項及び添付資料) なし							

事業概要調書

【一般会計】 教育部 学校教育課

款	10	項	1	目	2	事務局費	新規・継続
事業名	不登校対策事業						
令和8年度当初予算	4,018千円						
事業費総額							
令和7年度当初予算	6,135千円						
事業費総額							
令和7年度補正後予算							
事業費総額 (12月末現在)							
令和6年度決算	5,512千円						
事業費総額							
根拠法令等	なし						

- ①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）
 不登校児童生徒の学校復帰及び不登校の未然防止を図るため各種事業を実施します。
 不登校児童生徒の学校復帰を図るため、生徒指導訪問等を通して、児童・生徒の情報を共有し、必要に応じて各種機関へつなげたり、専門家による保護者向けの講演会の実施、教職員向けの研修会を実施したりするほか、適応指導教室（ひばり教室）を展開することで、発達や適応に課題のある子どもを早期に発見し、支援する取組を進めます。
 未就学施設を対象に実施していた作業療法士や臨床心理士等の巡回支援を小・中学校にも拡大し、不登校を生み出さない環境づくりを進めます。
 また、オンラインによる不登校支援プログラムについては、県事業に移行し、定員を10名から20名に拡大して実施します。
- ②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）
 オンラインによる不登校支援プログラムについては、県事業に移行することにより、他自治体と同様の内容となります。

③市民参加の実施の有無とその内容							
なし							
款	款名	細節名称	予算額(千円)				
歳入							
④事業費及び財源等							
計							予算額(千円)
節	細節	細節名称					
07	01	報償費	3,888				
08	01	費用弁償	19				
	02	普通旅費	3				
	03	特別旅費	27				
10	01	消耗品費	62				
11	06	保険料	14				
13	06	その他使用料	5				
計							4,018
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）							
なし							

事業概要調書

【一般会計】 教育部 学校教育課

款	10	項	1	目	2	事務局費	新規・継続
事業名	子ども未来室事業（発達障害児支援事業、異校種間接続推進事業、子育て世代支援、事務費）						
令和8年度当初予算 事業費総額	11,403千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	11,423千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額（12月末現在）							
令和6年度決算 事業費総額	10,443千円						
根拠法令等	なし						
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）	<p>子ども未来室事業では、すべての子どもたちの自立支援を目指し、乳幼児から青少年期までの環境が変化しても、育ちや学びの場で円滑に接続できるように各種事業を展開します。</p> <p>発達に特性がある子どもたちの支援として、保幼小中への巡回支援の実施や幼児の通級指導教室及び小・中学校の通級指導教室、特別支援学級指導の充実を図ります。また、異校種間の接続推進及び保護者の支援についても引き続き事業を充実していきます。さらに、小中一貫教育及びユニバーサルデザインの視点を入れた授業を積極的に展開し、児童生徒の自立・社会参加を目指します。</p> <p>今後は、教育・福祉・保健のさらなる連携の強化を図り、切れ目ない支援体制を整えます。</p>						
②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）	<p>子ども未来室事業のように、乳幼児から青少年期にかかる子どもや教職員・保育士等、さらには保護者への支援を対象とした総合的なきめの細かい事業を展開している自治体は少数であると認識しています。</p>						

③市民参加の実施の有無とその内容							
なし							
款	款名	細節名	予算額	千円	予算額	千円	
16	国庫支出金	教育支援体制整備事業費補助金	3,149		3,149		
歳入							
計					3,149		
④事業費及び財源等							
節	細節	細節名	予算額	千円	予算額	千円	
07	01	報償費	10,728		10,728		
08	01	費用弁償	8		8		
10	01	消耗品費	397		397		
11	02	手数料	50		50		
	06	保険料	190		190		
18	01	負担金	30		30		
計					11,403		
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）							
なし							

事業概要調査書

【一般会計】 教育部 教育総務課

款	10	項	2	目	1	学校管理費	新規・継続
事業名	施設整備事業 (小学校)						
令和8年度当初予算事業費総額	190,455千円						
令和7年度当初予算事業費総額	149,008千円						
令和7年度補正後予算事業費総額 (12月末現在)	162,208千円						
令和6年度決算事業費総額	294,493千円						
根拠法令等	なし						
①事業の概要 (事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)	<p>小学校施設の老朽化や公共施設マネジメント事業計画に基づく改修を計画的に行い、機能復旧、安全性の確保、学校施設の質的向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託料 <ul style="list-style-type: none"> 黒須小学校校舎屋上防水等改修工事実施施設計業務委託 高倉小学校校舎外壁等改修工事実施施設計業務委託 東町小学校校舎便所改修工事実施施設計業務委託 小学校特殊建築物定期点検調査等業務委託 (ほか) 機械器具等借上料 <ul style="list-style-type: none"> 黒須小学校外3校校舎等照明器具LEDリース (ほか) 工事請負費 <ul style="list-style-type: none"> 黒須小学校校舎便所改修工事 仏子小学校屋上防水改修工事 新久小学校給水主管布設工事 (ほか) 						
②他自治体の類似する政策等 (他の自治体の類似する政策等との比較検討)	<p>他の自治体においても、必要に応じて施設の改修を行っています。</p>						

③市民参加の実施の有無とその内容				なし	
款	款名称	細節名称	予算額 (千円)		
16	国庫支出金	学校施設環境改善交付金	16,433		
23	市債	小学校校舎便所改修事業債	67,700		
		小学校校舎屋上防水等改修事業債	41,600		
		その他	15,500		
計			141,233		
④事業費及び財源等				なし	
節	細節	細節名称	予算額 (千円)		
12	01	委託料	24,310		
13	05	機械器具等借上料	7,305		
14	01	工事請負費	158,840		
計			190,455		
⑤その他 (その他必要事項及び添付資料)				なし	

事業概要調査書

【一般会計】 教育部 教育総務課

款	10	項	2	目	1	学校管理費	新規・継続
事業名	情報機器整備事業(小学校)						
令和8年度当初予算 事業費総額	98,894千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	102,744千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算 事業費総額	102,751千円						
根拠法令等	なし						
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)	GIGAスクール構想の実現に向けた児童1人1台のタブレット端末を整備し、授業や校外学習等で活用できるよう、学校におけるICT環境を整備するものです。						
②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)	他の自治体においても、同様の事業を行っています。						

③市民参加の実施の有無とその内容							
なし							
款	款名称	細節名称	予算額(千円)				
歳入							
計							
歳出	11	01	98,095	細節名称	予算額(千円)		
	21	01	799	通信運搬費 補償金			
計							
98,894							
④事業費及び財源等							
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)							
なし							

事業概要調査書

【一般会計】 教育部 教育総務課

款	10	項	2	目	1	学校管理費	新規・継続
事業名	宮寺・二本木地区小学校整備事業						
令和8年度当初予算 事業費総額	19,690千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	0千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算 事業費総額	0千円						
根拠法令等	入間市立小・中学校の規模及び適正化に関する基本 指針						
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)	<p>入間市公共施設マネジメント事業計画に基づき、宮寺・二本木地区小学校を狭山小学校敷地内で建て替えることに向け、基本構想・基本計画を策定します。</p> <p>・宮寺・二本木地区小学校新設工事基本構想・基本計画作成支援業務委託</p>						
②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)	<p>他自治体においても、児童生徒数の減少に伴い、学校統合を行っています。</p>						

③市民参加の実施の有無とその内容							
・学校統合委員会							
学校の円滑な統合のため、調整が必要な課題について住民や学校関係者の意見を聴取し、課題の検討及び調整を行います。							
款	款名	款名称	細節名称	予算額(千円)			
20	繰入金		公共施設整備基金繰入金	17,700			
歳入							
計					17,700		
節	細節	細節名称	予算額(千円)				
12	01	委託料	19,690				
歳出							
計					19,690		
④事業費及び財源等							
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)							
なし							

事業概要調査書

教育部 教育総務課

【一般会計】

款	10	項	2	目	2	教育振興費	新規・継続
事業名	教育教材購入事業（小学校）						
令和8年度当初予算 事業費総額	10,687千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	7,012千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額（12月末現在）	6,756千円						
令和6年度決算 事業費総額	7,832千円						
根拠法令等	なし						
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）	<p>小学校の各教科における教育教材の整備及び更新を計画的に行い、確かな学力の定着と教育効果の充実を図ります。理科教育設備整備費等補助金を活用し、理科教材の整備を進め、観察・実験を重視した理科教育の充実を図ります。</p> <p>なお、令和7年度の「ふるさと寄附金」（入間航空祭における特設駐車場利用券[ふるさと納税返礼品]に関するもの）については、学校施設を活用して得られた寄附金を「未来を担う子どもたちを応援する」目的に学校教育事業の財源として、小学校費分に310万円を充当しています。</p>						
②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）	<p>他の自治体においても、同様の事業を行っています。</p>						

③市民参加の実施の有無とその内容							
なし							
款	16	国庫支出金	款名称	細節名称	予算額（千円）		
歳入	20	繰入金		理科教育設備整備費等補助金 ふるさと寄附基金繰入金	1,200 3,110		
				計	4,310		
④事業費及び財源等							
節	17	05	教育教材購入費	予算額（千円）			
歳出					10,687		
				計	10,687		
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）							
なし							

事業概要調査

【一般会計】 教育部 教育総務課

款	10	項	3	目	1	学校管理費	新規・継続
事業名	施設整備事業（中学校）						
令和8年度当初予算 事業費総額	46,404千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	133,816千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額（12月末現在）							
令和6年度決算 事業費総額	209,484千円						
根拠法令等	なし						
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）	<p>中学校施設の老朽化や公共施設マネジメント事業計画に基づく改修を計画的に行い、機能復旧、安全性の確保、学校施設の質的向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 ・金子中学校講堂改修工事実施設計業務委託 ・金子中学校屋内運動場エアコン設置工事実施設計業務委託 ・中学校特殊建築物定期点検調査等業務委託 ほか ・機械器具等借上料 ・黒須中学校外3校校舎等照明器具LEDリース ほか ・工事請負費 ・豊岡中学校空調改修工事 						
②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）	<p>他の自治体においても、必要に応じて施設の改修を行っています。</p>						

③市民参加の実施の有無とその内容							
なし							
款	款名称	細節名称	予算額（千円）				
16	国庫支出金	学校施設環境改善交付金	2,278				
23	市債	中学校屋内運動場改修事業債	18,500				
計			30,678				
④事業費及び財源等							
節	細節	細節名称	予算額（千円）				
12	01	委託料	33,617				
13	05	機械器具等借上料	6,018				
14	01	工事請負費	6,769				
計			46,404				
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）							
なし							

事業概要調査書

教育部 教育総務課

【一般会計】

款	10	項	3	目	1	新規・継続
事業名	情報機器整備事業(中学校)					
令和8年度当初予算 事業費総額	53,766千円					
令和7年度当初予算 事業費総額	55,137千円					
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)						
令和6年度決算 事業費総額	55,107千円					
根拠法令等	なし					
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)	GIGAスクール構想の実現に向けた生徒1人1台のタブレット端末を整備し、授業や校外学習等で活用できるように、学校におけるICT環境を整備するものです。					
②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)	他の自治体においても、同様の事業を行っています。					

③市民参加の実施の有無とその内容						
なし						
款	款名	細節名称	予算額(千円)	歳入	歳出	予算額(千円)
④事業費及び財源等						
計						
節	細節	細節名称	予算額(千円)			
11	01	通信運搬費	53,115			
21	01	補償金	651			
計			53,766			
⑤その他(その他要事項及び添付資料)						
なし						

事業概要調査

【一般会計】 教育部 教育総務課

款	10	項	3	目	1	学校管理費	新規・継続
事業名	西武地区中学校既存校舎等解体事業						
令和8年度当初予算 事業費総額	476,729千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	360,360千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)	204,314千円						
令和6年度決算 事業費総額	8,900千円						
根拠法令等	なし						
<p>①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等) 「公共施設マネジメント事業計画」に基づく西武中学校と野田中学校の統合により西武中学校を建て替えるに当たり、既存校舎等の解体工事を行います。2か年の継続事業の2年目です。 ・西武中学校既存校舎等解体工事 ・西武中学校既存校舎等解体工事監理業務委託 ※当初は令和7年度単年度事業の予定でしたが、解体工事の着工が令和8年1月に延びたこと等の理由から、令和7年9月議会にて、西武地区中学校整備事業から事業を独立させたくて2か年の継続費を設定したものです。上記令和7年度当初予算事業費総額及び令和6年度決算事業費総額は、当該年度の西武地区中学校整備事業における、既存校舎等解体工事に関する予算又は決算の額です。</p> <p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討) 他自治体においても、児童生徒数の減少に伴い、学校統合を行っています。</p>							

③市民参加の実施の有無とその内容							
なし							
款	款名称	細節名称	予算額(千円)				
23	市債	中学校校舎等建替事業債	476,700				
歳入				計			
				476,700			
節	細節	細節名称	予算額(千円)				
12	01	委託料	10,116				
14	01	工事請負費	466,613				
歳出				計			
				476,729			
④事業費及び財源等							
なし							
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)							
なし							

事業概要調査

【一般会計】 教育部 教育総務課

款	10	項	3	目	2	教育振興費	新規・継続
事業名	教育教材購入事業（中学校）						
令和8年度当初予算 事業費総額	6,596千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	4,266千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額（12月末現在）	4,166千円						
令和6年度決算 事業費総額	4,910千円						
根拠法令等	なし						
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）	<p>中学校の各教科における教育教材の整備及び更新を計画的に行い、確かな学力の定着と教育効果の充実を図ります。理科教育設備整備費等補助金を活用し、理科教材の整備を進め、観察・実験を重視した理科教育の充実を図ります。</p> <p>なお、令和7年度の「ふるさと寄附金」（入間航空祭における特設駐車場利用券[ふるさと納税返礼品]に関するもの）については、学校施設を活用して得られた寄附金を「未来を担う子どもたちを応援する」目的に学校教育事業の財源として、中学校費分に193万円を充当しています。</p>						
②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）	<p>他の自治体においても、同様の事業を行っています。</p>						

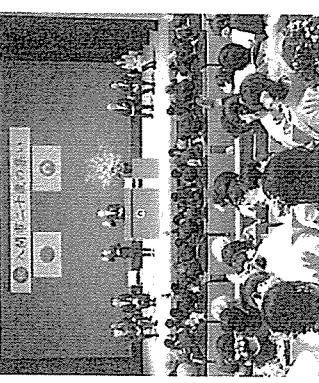
③市民参加の実施の有無とその内容							
なし							
款	款名	細節名称	予算額（千円）				
16	国庫支出金	理科教育設備整備費等補助金	750				
20	繰入金	ふるさと寄附金基金繰入金	1,930				
計			2,680				
節	細節	細節名称	予算額（千円）				
17	05	教育教材購入費	6,596				
計			6,596				
④事業費及び財源等							
歳入				歳出			
計			2,680				
計			6,596				
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）							
なし							

事業概要調査書

【一般会計】 教育部 社会教育課

款	10	項	5	目	1	社会教育総務費	新規・継続
事業名	二十歳の集い運営費						
令和8年度当初予算 事業費総額	905千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	910千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算 事業費総額	795千円						
根拠法令等	国民の祝日に関する法律						

①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）
市を挙げて二十歳の門出を祝い励まし二十歳としての自覚を促すことを目的に、式典を開催します。



【写真】入間市二十歳の集い

令和3年度から、会場への参加ができない方なども、参加者に寄り添い多様な形で式典に参加できるようにオンライン配信を取り入れています。

令和8年度も会場での安全な式典運営に努め、思い出に残る事業とします。

②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）
所沢市・狭山市・飯能市等、多くの自治体では同様の式典を該当年度に二十歳になる方を対象に実施しています。

③市民参加の実施の有無とその内容 式典当日は、青少年相談員が積極的に運営に参加しています。							
款	款名称	細節名称	予算額(千円)				
歳入				計			
④ 事業費及び財源等	節	細節	細節名称	予算額(千円)			
	07	01	報償費	58			
	10	01	消耗品費	71			
	11	02	手数料	50			
		06	保険料	5			
	12	01	委託料	721			
				計		905	
⑤その他（その他必要事項及び添付資料） なし							

事業概要調書

【一般会計】 教育部 社会教育課

款	10	項	5	目	1	人権教育事業費	新規・継続
事業名	人権教育事業費						
令和8年度当初予算 事業費総額	945千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	850千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算 事業費総額	712千円						
根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律						

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)

人権問題への正しい知識と理解を深め、差別の解消を図ることを目的として、主に次の事業を実施します。

【主な事業】

- ・人権推進協議会委員の運営
- ・人権に関する機関誌購読による啓発
- ・人権啓発講座の実施
- ・啓発用DVDの購入等
- ・人権研修への参加



【写真】人権啓発講座

②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)

所沢市・狭山市・飯能市等、多くの自治体では同様の人権教育啓発事業を実施しています。

③市民参加の実施の有無とその内容							
なし							
款	款名称	細節名称	予算額(千円)				
歳入							
④事業費及び財源等							
節	細節	細節名称	予算額(千円)				
07	01	報償費	356				
08	01	費用弁償	5				
	03	特別旅費	44				
10	01	消耗品費	312				
11	02	手数料	37				
	06	保険料	2				
13	04	有料道路通行料及び駐車料	5				
17	05	教育教材購入費	77				
18	01	負担金	107				
計			945				
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)							
なし							

事業概要調査書

【一般会計】 教育部 社会教育課

款	10	項	5	目	1	社会教育総務費	新規・継続
事業名	生涯学習振興費						
令和8年度当初予算	206千円						
令和7年度当初予算	210千円						
令和7年度補正後予算							
事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算	227千円						
事業費総額							
根拠法令等	教育基本法 社会教育法 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律						

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等) 東京家政大学や武蔵野音楽大学と連携し、「子ども大学さやま・いるま」をはじめとする児童生徒のキャリア形成に資する事業を実施します。

また、入間市生涯学習をすすめる市民の会との協働により発行する「いるま学びの場」等での学習情報提供、「まちの先生講座」等で市民の主体的な学びの機会を設けることにより、ライフステージに応じた市民の学習活動を支援します。



【写真】子ども大学さやま・いるま

②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討) 「子ども大学」は、県内でほとんどの自治体で開校しています。

「生涯学習ガイドブック」「いるま学びの場」に代表される学習機会情報の提供は、ほとんどの自治体において様々な方法で実施しています。

③市民参加の実施の有無とその内容 「いるま学びの場」は、市民側の生涯学習推進組織である生涯学習をすすめる市民の会との協働により編集・発行しています。							
款	款名称	細節名称	予算額(千円)				
歳入							
④事業費及び財源等							
節	細節	細節名称	予算額(千円)				
07	07	報償費	30				
08	01	普通旅費	8				
10	03	特別旅費	5				
	01	消耗品費	8				
	04	印刷製本費	62				
11	02	手数料	30				
	06	保険料	13				
18	01	負担金	50				
計			206				
⑤その他(その他必要事項及び添付資料) なし							

事業概要調書

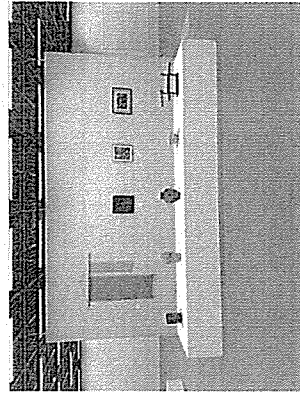
【一般会計】 教育部 社会教育課

款	10	項	5	目	2	公民館費	新規・継続
事業名	公民館事業運営費						
令和8年度当初予算 事業費総額	5,312千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	5,065千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算 事業費総額	4,625千円						
根拠法令等	社会教育法、入間市公民館設置及び管理条例						

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)
第2次公民館基本計画(令和4年～令和8年)の基本目標である、人づくり、つながりづくり、地域づくりの実現に向けて、市民の主体的な学びの支援や地域活動の促進のための事業を実施します。

【主な事業】

- ・健康づくり教室
- ・子育て講座
- ・高齢者学級
- ・各種展覧会
- ・各種コンサート
- ・地区公民館文化祭など



【写真】第18回入間市芸展

②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)
他の自治体においても同様の事業を実施しています。

③市民参加の実施の有無とその内容 市民が主体的に参加できる実行委員会や市民団体との連携、役割分担による当番等を設定し、協働による学びの場の整備を図っています。				予算額(千円)
歳	款	款名称	細節名称	予算額(千円)
入			計	
	節	細節	細節名称	予算額(千円)
歳	07	01	報償費	1,832
	08	01	費用弁償	59
		02	普通旅費	2
		03	特別旅費	42
出	10	01	消耗品費	707
		03	食糧費	2
		04	印刷製本費	185
		06	修繕料	40
	11	02	手数料	990
		06	保険料	4
	13	02	会場借上料	440
		06	その他使用料	1
	17	04	図書購入費	44
	18	01	負担金	764
		02	補助金及び交付金	200
			計	5,312
④事業費及び財源等				
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)				
なし				

事業概要調査

【一般会計】 教育部 図書館

款	10	項	5	目	5	図書館費	新規・継続
事業名	分館管理事業（維持管理費）						
令和8年度当初予算 事業費総額	166,375千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	158,046千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額（12月末現在）							
令和6年度決算 事業費総額	155,308千円						
根拠法令等	地方自治法第244条の2第3項 入間市立図書館設置及び管理条例						
①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）	<p>図書館では、業務の効率化とサービス向上を図るため、平成28年度から分館の指定管理者制度を導入しています。これまでの分館事業を継承しつつ、民間事業者のノウハウによる新事業も取り入れて図書館利用の促進を図っています。</p> <p>図書館業務では、電子図書館や「図書館を使った調べる学習コンクール」など、時代のニーズに対応した事業を実施し、地域や学校との連携を強化することにより図書館サービスの更なる充実を図ります。</p> <p>②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）</p> <p>所沢市・狭山市においても図書館分館の指定管理を実施しています。</p>						



③市民参加の実施の有無とその内容									
なし									
歳入	款	款名称	細節名称	予算額	歳出	節	細節名称	予算額	
							計		
④事業費及び財源等	11	06	保険料	48		12	01	委託料	166,327
							計		
					計				
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）									
なし									
					計				
					計				

事業概要調査

【一般会計】 教育部 図書館

款	10	項	5	目	5	図書館費	新規・継続
事業名	図書等購入事業						
令和8年度当初予算 事業費総額	22,536千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	22,663千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算 事業費総額	25,427千円						
根拠法令等	入間市立図書館設置及び管理条例施行規則 第3次入間市立図書館基本計画						

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)
市民のリクエストに対応しながら、市民ニーズに合った図書館資料の提供に努めるとともに、市民のくらしに役立ち学びを支える資料の充実を図ります。

令和8年度図書等購入計画(本館及び3分館の合計)

年間購入点数	8,265点
[分野別購入内訳]	
一般向け図書等	5,000点
児童図書	3,000点
高齢者向け大活字本	100点
多文化サービス図書	15点
参考図書	150点
新聞購入数	19紙
雑誌購入数	約200誌



②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)

他の自治体においても同様の図書購入事業を進めています。

③市民参加の実施の有無とその内容			
款	款名称	細節名称	予算額(千円)
22	諸収入		
20	繰入金	資源物等売払代金 ふるさと寄附金基金繰入金	53 7,632
なし			
④事業費及び財源等			
節	細節	細節名称	予算額(千円)
10	01	消耗品費	5,070
13	06	その他使用料	2,872
17	04	図書購入費	14,594
計			7,685
歳入			
歳出			
計			22,536
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)			
なし			

事業概要調書

【一般会計】 教育部 博物館

款	10	項	5	目	6	博物館費	新規・継続
事業名	博物館管理事業（維持管理費）						
令和8年度当初予算 事業費総額	133,477千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	133,757千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額（12月末現在）							
令和6年度決算 事業費総額	121,114千円						
根拠法令等	地方自治法、入間市博物館条例、入間市博物館施設の使用及び使用料条例						

①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）

博物館の運営の効率化とサービスの向上を図るため、施設の維持管理及び有料施設の貸出し業務、広報誘客等について、指定管理者「いるまミュージアムパートナーズ」による運営を行います。令和8年度は、2期目の4年目に当たります。

民間事業者のノウハウによる安全・安心で利便性の高い施設の維持管理を行います。また、指定管理者による普段は博物館へ足を運ばない世代にアプローチする自主事業、効果的な広報・誘客事業の実施により、入館者の増加、博物館の活性化を図ります。

施設の照明については、市全体の取組の中で、令和6年度からリースによるLED照明器具への更新を行い、省力化を図っています。

②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）

埼玉県内の博物館では、埼玉県平和資料館、狭山市立博物館が指定管理者制度を導入していますが、いずれも施設の管理運営全てを指定管理者が行っています。



③市民参加の実施の有無とその内容							
なし							
歳	入	款	名称	細節名称	予算額（千円）	歳	出
		15	使用料及び手数料	博物館施設使用料 博物館観覧料			
④事業費及び財源等							
計							
節	細節	細節名称	予算額（千円）				
11	06	保険料	165				
12	01	委託料	130,283				
13	05	機械器具等借上料	3,029				
計							
					133,477		
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）							
なし							

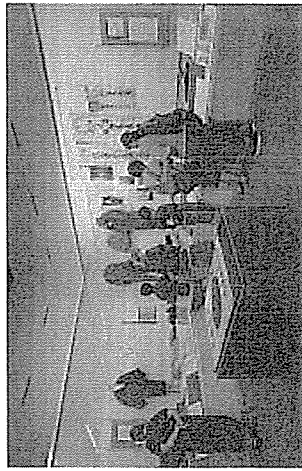
事業概要調査書

【一般会計】 教育部 博物館

款	10	項	5	目	6	博物館費	新規・継続
事業名	アットフエスタ開催事業						
令和8年度当初予算 事業費総額	1,856千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	373千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算 事業費総額	1,397千円						
根拠法令等	なし						

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)

博物館の継続的な調査研究機能の発表の場であり、広く市民の学習機会の提供の場となる特別展を行うものです。令和8年度は市制施行60周年にあたることを記念して「祝還暦！人間の60年(仮)」を実施。併せて記念となる図録を制作、刊行します。



②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)

特別展示室の規模(約480㎡)が大きく、同等の公立館は近隣にはありません。
 狭山市立博物館は「企画展」を年3～4回実施(企画展示室約200㎡)。
 飯能市立博物館は「収蔵品展」等を年7～10回開催(特別展示室約60㎡)。
 角川武蔵野ミュージアム(民間)「グランドギャラリー」が約1,000㎡

③市民参加の実施の有無とその内容
市民から寄贈された貴重な資料を展示します。

款	款名称	細節名称	予算額(千円)
15	使用料及び手数料	博物館観覧料	200
22	諸収入	行政資料等頒布料収入	338
計			
538			
節	細節	細節名称	予算額(千円)
07	01	報償費	80
10	01	消耗品費	33
	04	印刷製本費	1,193
12	01	委託料	550
計			
1,856			
④事業費及び財源等			
⑤その他(その他必要事項及び添付資料) なし			

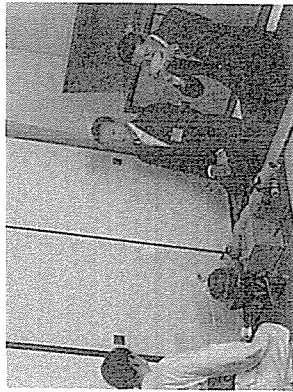
事業概要調査書

【一般会計】 教育部 博物館

款	10	項	5	目	6	博物館費	新規・継続
事業名	茶文化普及事業						
令和8年度当初予算 事業費総額	309千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	317千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算 事業費総額	306千円						
根拠法令等	社会教育法、博物館法、お茶の振興に関する法律						

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)

文化庁から、100年後にも残し伝えたい食文化に「狭山茶」が選定され、入間市博物館が茶をテーマにした「食文化ミュージアム」に選定されています。



「狭山茶の主産地」として、イメージにふさわしい催事を開催します。展示見学や座学に加え、毎月1回の食文化ミュージアムのお茶体験、年1回の季節の茶会や手揉み狭山茶実演、「狭山茶の日」関連イベントなど、実際に味わい、体験することで市民のお茶への関心や理解が深まる催しを行います。さらにレストランと連携することで事業効果を高めていきます。

②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)

- ・狭山市立博物館：茶席を年間3回。館内の茶室で開催。
- ・狭山市：さやま大茶会(稲荷山公園で多数の茶席を設けるイベント)を開催。
- ・静岡県：ふじのくに茶の都ミュージアムは茶臼体験や呈茶(抹茶)等を毎日。

③市民参加の実施の有無とその内容
食文化ミュージアムのお茶体験は、ボランティア会が企画運営を担当する月があります。

款	款名称	細節名称	予算額(千円)
22	諸収入	博物館茶券売上料	60
計			
60			
節	細節	細節名称	予算額(千円)
07	01	報償費	118
10	01	消耗品費	32
	02	燃料費	4
	03	食糧費	50
11	06	保険料	15
12	01	委託料	90
計			
309			

④事業費及び財源等

⑤その他(その他必要事項及び添付資料)

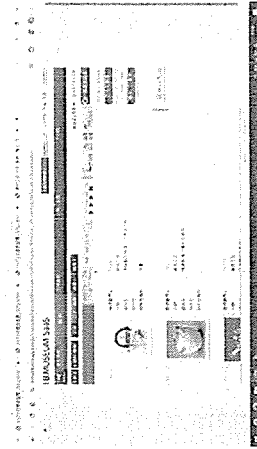
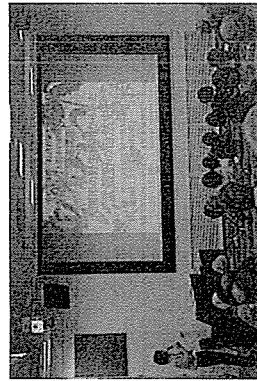
なし

事業概要調査書

【一般会計】 教育部 博物館

款	10	項	5	目	6	博物館費	新規・継続
事業名	情報システム提供事業						
令和8年度当初予算 事業費総額	7,720千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	14,415千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算 事業費総額	17,967千円						
根拠法令等	社会教育法、博物館法						

①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）
博物館では、施設貸出・行事管理等を行う「事務管理システム」、博物館資料を管理する「資料管理システム」、インターネットや館内閲覧端末、スマートフォンアプリにより博物館の情報提供を行う「公開システム」の3部門からなる「博物館情報システム」を運用することで、博物館の資料と事業を発信し、市民の活用の機会につなげています。前年度中に借上げ期間が満了した機器で運用を継続しますが、並行して次期システム更改に取り組みます。



②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）
川越市、飯能市：博物館ホームページにおいて、利用案内、催し物等についての情報提供を行うほか、館蔵資料検索サービスも提供しています。

③市民参加の実施の有無とその内容
なし

款	款名称	細節名称	予算額(千円)
歳入			
歳出			
計			
10	06	修繕料	22
11	01	通信運搬費	162
12	01	委託料	6,663
13	06	その他使用料	873
計			
			7,720
④事業費及び財源等			
⑤その他（その他必要事項及び添付資料） なし			

事業概要調査

教育部 博物館

款	10	項	5	目	6	博物館費	新規・継続
事業名	博学連携事業						
令和8年度当初予算 事業費総額	4,164千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	4,204千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算 事業費総額	3,262千円						
根拠法令等	社会教育法、博物館法、お茶の振興に関する法律						
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)	<p>博物館の学芸員と小・中学校の教職員が連携して取り組む博物館授業や、茶室「青丘庵」を使った茶席体験などを行い、「博学連携事業」の充実を図っています。</p> <p>本事業は、学校から博物館に移動する貸切バスを確保して、市立の全小学校の3年生、中学校の1年生が来館しております。小学6年生はICTを活用した連携事業としてオンライン学習を実施しています。近年は都下及び県東北部の学校も訪れており、学校の要請により学芸員のアウトリーチ、「出前授業」も行っています。なお、本事業は教職員と博物館職員が「入間市博物館・学校連携事業研究会」を組織して推進しています。令和8年度も学校授業との更なる連携を深めていきます。</p> <p>②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)</p> <p>博学連携事業に関しては川越市が先駆的です。ほかには飯能市、ふじみ野市などが実施しています。当館が他館と大きく相違するのは、展示・関連事業規模が大きいこと、博物館での学校授業の日数が多いこと、また授業用のバス予算を博物館が確保している点になります。</p>						



③市民参加の実施の有無とその内容
道具展では博物館ボランティア会の協力を得ています。展示用の写真撮影や展示資料の多くは、市民の協力や寄贈によるものです。茶席体験については入間市茶道連盟に運営を委託しています。

款	款名称	細節名称	予算額(千円)
計			
歳入			
歳出			
10	01	消耗品費	53
12	04	印刷製本費	20
13	01	委託料	260
13	03	自動車借上料	3,831
計			
4,164			

④ 事業費及び財源等

⑤その他(その他必要事項及び添付資料)

なし

事業概要調査書

【一般会計】 教育部 博物館

款	10	項	5	目	7	文化財保護費	新規・継続
事業名	埋蔵文化財保護費（埋蔵文化財作業員報酬含む）						
令和8年度当初予算 事業費総額	2,966千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	3,033千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額（12月末現在）							
令和6年度決算 事業費総額	1,558千円						
根拠法令等	文化財保護法						
①事業の概要（事業の目的・効果・提案に至った経緯、理由）	郷土の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない埋蔵文化財を保護保存するために、遺跡（埋蔵文化財包蔵地）における自己用専用住宅建設や宅地造成等の工事の際に、試掘・発掘調査を実施して報告書として記録を残しています。現在市内には7ヶ所の遺跡が確認されています。調査の記録や出土品については、博物館等で展示することで、市民へ郷土の歴史を伝えていきます。						
	<p>○おもな事業（予定件数）</p> <p>試掘調査（遺跡の確認調査） 10件</p> <p>発掘調査（遺跡の記録保存のための調査） 2件</p> <p>報告書刊行（年度の調査のまとめ） 1冊</p>						
②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）	文化財保護法に基づき、所沢市、狭山市、飯能市など各市町村においても開発に先立ち調査を実施して、埋蔵文化財の保護保存に努めています。						



③市民参加の実施の有無とその内容							
なし							
款	款名	細節名称	予算額（千円）				
16	国庫支出金	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	1,200				
17	県支出金	文化財保存事業費補助金	600				
計				1,800			
④事業費及び財源等							
節	細節	細節名称	予算額（千円）				
01	01	報酬（埋蔵文化財作業員）	1,311				
08	01	費用弁償（埋蔵文化財作業員）	42				
10	01	消耗品費	25				
	04	印刷製本費	185				
11	02	手数料	7				
13	05	機械器具等借上料	1,388				
15	01	原材料費	8				
計				2,966			
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）							
なし							

事業概要調査

【一般会計】 教育部 博物館

款	10	項	5	目	7	文化財保護費	新規・継続
事業名	西洋館管理運営費（西洋館運営対応員報酬含む）						
令和8年度当初予算 事業費総額	6,830千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	6,357千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額（12月末現在）							
令和6年度決算 事業費総額	5,509千円						
根拠法令等	文化財保護法、入間市旧石川組製糸西洋館条例						

①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）
 旧石川組製糸西洋館は、郷土の歴史を語る上で欠かせない文化遺産であるとともに、市のシティセールスの一翼を担う存在です。一般公開や各種事業の実施を通じて、文化財としての価値や建物の魅力を広く市民へ伝えていきます。また、入館料や撮影への貸出による使用料については、効果的なPRにより収入の確保に努め、持続可能な文化財としての保存・活用につなげていきます。

また、維持管理においては、館庭の植栽を適切に管理していくことで、建物との調和を図り、魅力向上に努めます。

○おもな事業

- 一般公開日（44日）
- 各種事業（コンサート、講演会、撮影会他）
- 撮影への貸出（40日予定）



②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）

「旧山崎家別邸」（川越市）、「旧田中家住宅」（川口市）
 建物の一般公開とともに、各種事業の実施により誘客を図っています。

③市民参加の実施の有無とその内容
 公開日のガイドや館庭の除草作業等を市民ボランティアの協力により実施していることや、様々な団体と共催イベントを行うことで、満足度の高い運営や景観の維持・向上につながっています。

歳入	款	款名称	細節名称	予算額（千円）
④事業費及び	15	使用料及び手数料	西洋館入館料	600
	22	諸収入	西洋館使用料	5,844
			講演等参加者負担金	50
			販売物売上収入	176
			行政資料等頒布料収入	160
			計	6,830
⑤その他	歳出	節	細節名称	予算額（千円）
		01	報酬（西洋館運営対応員）	1,703
		03	期末手当（西洋館運営対応員）	390
			勤勉手当（西洋館運営対応員）	328
		07	報償費	95
		08	費用弁償（西洋館運営対応員）	54
		10	消耗品費	142
			食糧費	121
			光熱水費	182
		12	委託料	3,494
		その他	321	
		計	6,830	

⑤その他（その他必要事項及び添付資料）

なし

事業概要調書

【一般会計】 教育部 博物館

款	10	項	5	目	7	文化財保護費	新規・継続
事業名	旧黒須銀行管理運営費（維持管理・活用運営・修理事業含む）						
令和8年度当初予算事業費総額	64,199千円						
令和7年度当初予算事業費総額	149,978千円						
令和7年度補正後予算事業費総額（12月末現在）							
令和6年度決算事業費総額	34,703千円						
根拠法令等	なし						

①事業の概要（事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等）

旧黒須銀行については、歴史的・文化的価値を継承しながら、地域に「つながり」「にぎわい」を生む施設として活用していくために、令和6年度から3カ年事業として、復元修理工事を実施しています。

令和8年度は、工事の最終年として、建物の復元修理工事、内装工事、外構整備等を実施します。完成後は、建物の公開や展示等を通して



歴史的価値を広くPRするとともに、各種イベントの開催、施設の貸し出しなどを行っていきます。また、周辺の文化財や近隣の施設等と連携を図ることで、地域の活性化につなげていきます。

②他自治体の類似する政策等（他の自治体の類似する政策等との比較検討）

近隣市においては、飯能市指定有形文化財「店蔵 絹基」が、明治時代の土蔵造り商家を修復・整備の上、歴史価値を踏まえた保存を行いつつ、ギャラリ一やイベント会場として活用されています。また、桶川市では、熊谷陸軍飛行学校桶川分教場の建物を活用し、桶川飛行学校平和祈念館が令和2年8月に開館しています。

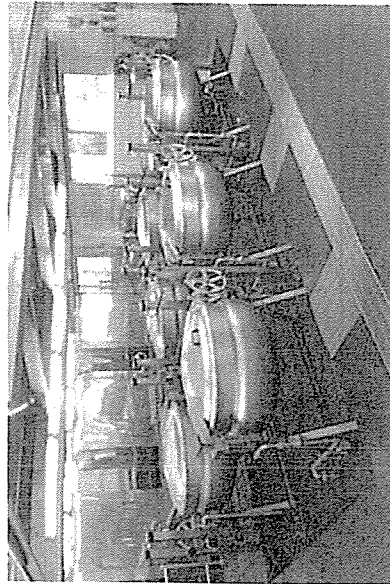
③市民参加の実施の有無とその内容		款	款名称	細節名称	予算額(千円)
工事により休止中ですが、博物館ボランティア会や市民有志、埼玉りそな銀行に運営協力や美化活動に協力いただいています。また、隣接する繁田醤油網や飯能信用金庫黒須支店等との連携を進めています。		20	繰入金	ふるさと寄附金基金繰入金	227
		22	諸収入	文化財保存活用基金繰入金	2,000
		23	市債	講演等参加者負担金	25
				行政資料等頒布料収入	180
				旧黒須銀行復元修理事業債	54,400
		計			56,832
④事業費及び		節	細節	細節名称	予算額(千円)
歳	出	07	01	報償費	44
		10	01	消耗品費	740
			04	印刷製本費	220
			05	光熱水費	418
			06	修繕料	110
		11	01	通信運搬費	220
			06	保険料	108
		12	01	委託料	5,337
		13	06	その他使用料	22
		14	01	工事請負費	56,980
		計			64,199
⑤その他（その他必要事項及び添付資料）		なし			

事業概要調書

教育部 学校給食課

款	10	項	6	目	4	学校給食費	新規・継続
事業名	学校給食センター施設設備整備事業						
令和8年度当初予算 事業費総額	1,178千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	2,004千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算 事業費総額	3,312千円						
根拠法令等	なし						

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)
 学校給食センター及びセンター対象校の老朽化した調理機器を更新するための事業です。給食運営に支障を来さないよう計画的に更新し、作業効率の向上を図るとともに安全で衛生的な給食の提供に努めます。



↑ 蒸気回転釜

②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)
 他市においても、使用経過年数等を考慮しながら計画的に機器の更新を行っています。

③市民参加の実施の有無とその内容 なし							
歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)	計	歳出	予算額(千円)
	節	節	節	節			
歳入	13	05	機械器具等借上料	1,178	計	1,178	
	④事業費及び財源等						
⑤その他(その他必要事項及び添付資料) なし							

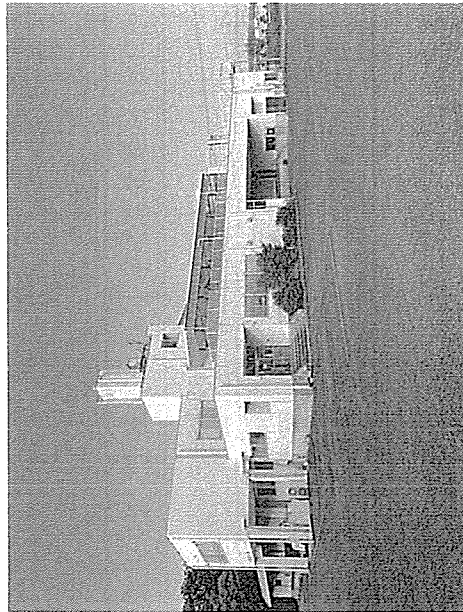
事業概要調査

教育部 学校給食課

【一般会計】

款	10	項	6	目	4	新規・継続
事業名	学校給食センター建設工事					
令和8年度当初予算 事業費総額	282,850千円					
令和7年度当初予算 事業費総額	2,926,887千円					
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)						
令和6年度決算 事業費総額	375,100千円					
根拠法令等	なし					

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)
入間市立学校給食センター解体等設計業務委託にて作成した設計に基づき、既存学校給食センターの解体工事を進めるものです。



↑既存学校給食センター 外観図

②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)
他市においても、同様な事業を実施しています。

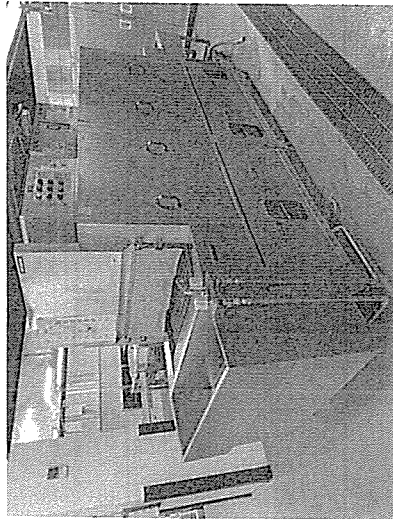
③市民参加の実施の有無とその内容						
なし						
款	16	16	款名称	細節名称	予算額(千円)	
歳入	16	16	国庫支出金	学校施設環境改善交付金 (学校給食センター一分)	91,994	
	23	23	市債	学校給食センター更新事業債	190,700	
				計	282,694	
④事業費及び財源等						
節	12	12	細節	細節名称	予算額(千円)	
歳出	12	12	01	委託料	6,865	
	14	14	01	工事請負費	275,985	
				計	282,850	
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)						
なし						

事業概要調査書

【一般会計】 教育部 学校給食課

款	10	項	6	目	4	学校給食費	新規・継続
事業名	自校給食設備整備事業						
令和8年度当初予算事業費総額	52,815千円						
令和7年度当初予算事業費総額	48,586千円						
令和7年度補正後予算事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算事業費総額	43,865千円						
根拠法令等	なし						

①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)
 自校給食校16校の老朽化した調理機器を更新するための事業です。給食運営に支障を来さないよう計画的に更新し、作業効率の向上を図るとともに安全で衛生的な給食の提供に努めます。



↑ 食器洗浄機

②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)
 他市においても、使用経過年数等を考慮しながら計画的に機器の更新を行っています。

③市民参加の実施の有無とその内容							
なし							
歳入	款	款名称	細節名称	予算額(千円)			
	19	寄附金	企業版ふるさと納税	2,000			
	計				2,000		
歳出	節	細節	細節名称	予算額(千円)			
	13	05	機械器具等借上料	51,037			
	17	02	機械器具購入費	1,778			
	計				52,815		
④事業費及び財源等							
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)							
なし							

事業概要調書

【一般会計】 教育部 学校給食課

款	10	項	6	目	4	学校給食費	新規・継続
事業名	おめでどう給食を食べて、60周年を祝おう事業						
令和8年度当初予算 事業費総額	3,647千円						
令和7年度当初予算 事業費総額	0千円						
令和7年度補正後予算 事業費総額(12月末現在)							
令和6年度決算 事業費総額	0千円						
根拠法令等	なし						
①事業の概要(事業の目的・効果、提案に至った経緯、理由等)	<p>昭和29年の宮寺小学校における開始から70年以上の歴史を有する本市の学校給食は、市制施行60周年の歩みと呼応し、「食材にこだわった手作りの給食」として入間市独自の魅力を築いてきております。</p> <p>本事業は、60周年を記念した「おめでどう給食」を提供し、市制施行60周年への理解を深めるとともに、調理過程への関心を高め、同時に市民向けの試食会を実施し本市の食育を推進する契機とするものです。</p> <p>効果としては、児童生徒の身近な学校給食を通じ、自分が住んでいる街の歴史を自分事として捉え、入間への愛着や他の記念事業への興味へつなげ、試食会を通じて「学校給食」という共通の話題を通じた世代間交流が期待できるものです。</p>						
②他自治体の類似する政策等(他の自治体の類似する政策等との比較検討)	<p>他市においても同様の事業を行っております。</p> <p style="text-align: right;">(学校給食 提供例)</p>						



③市民参加の実施の有無とその内容							
有り							
・児童生徒等及び試食会に参加した市民に対し「おめでどう給食」を提供する。							
款	款名称	細節名称	予算額(千円)	歳入	歳出	節	節名称
22	諸収入	学校給食センター対象校生徒等給食費	1,401			10	賄材料費
		自校給食校対象児童等給食費	2,246			07	
				計			
				3,647			
④事業費及び財源等							
				計			
				3,647			
⑤その他(その他必要事項及び添付資料)							
なし							
				計			
				3,647			

入間市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
入間市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状 3
2. 目標 4
3. 計画の期間 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . . 7

1. 計画の趣旨、現状

(1) 趣旨

教育職員の長時間勤務に係る課題の解消に向けて、教育職員が心身ともに健康を保ちながら、子供たちと向き合う時間を確保し、質の高い教育を持続的に提供していくことが求められている。

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条(以下「給特法」)に基づき国が定めた「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずるべき措置に関する指針」(以下「指針」)を踏まえ、入間市立学校に勤務する教育職員の業務量を適切に管理し、健康と福祉を確保するための具体的な取組を示すものである。

本計画に沿った取組により、教育委員会と学校が一体となって、教育職員が働きやすい環境を整え、子供たちにとってより良い教育を実現することを目指す。

(2) 位置付け

本計画は、「指針」が求める「業務量管理・健康確保措置実施計画」として策定する。

本計画は、「入間市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」(以下「規則」)と連動して運用する。

(3) 対象となる教育職員

本計画の対象となる教育職員は、「規則」に基づき、入間市立小学校及び中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)とする。

(4) 本市の現状

○ 本市では、令和2年3月に、入間市立小学校及び中学校の教育職員の「時間外在校等時間」の上限に関する方針(以下、「上限方針」)として、「規則」を定め、教育職員の「時間外在校等時間」の縮減に取り組んできた。

※「時間外在校等時間」：「指針」に示されている、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間である「在校等時間」から、所定の勤務時間を除いた時間

○ 「規則」には、「時間外在校等時間」を下記の時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う旨が示されている。

ア 時間外在校等時間の上限

- ・ 1か月について45時間
- ・ 1年について360時間

イ 臨時的・特別の事情がある場合

- ・ 1か月について100時間未満
- ・ 1年について720時間
- ・ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
- ・ 1年のうち1か月における所定の勤務時間以外において業務を行う時間が45時間を超える月数について6か月

○これまでの取組の結果、本市における令和6年度の教育職員の「時間外在校等時間」の状況は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月25.2時間	12.2%	0.2%
中学校	月37.6時間	37.3%	3.8%
小中合計	月30.1時間	21.6%	1.5%

○令和6年度までの取組状況及び令和6年度の「時間外在校等時間」の状況を分析すると、次のような課題が挙げられる。

- ・ 「時間外在校等時間」が45時間及び80時間を超える割合が共に中学校の方が多くなっている。主に部活動に係る業務の負担が大きくなっていることが想定されるが、小学校も含め、教育職員の業務をより丁寧に把握し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するための手立てを講じていくことが必要である。
- ・ 「上限方針」は策定済みであるが、上限の遵守に向けた運用が学校ごとにばらつきがあり、実効性が不十分である。
- ・ 「指針」に示された「学校又は教師の業務の3分類」を踏まえた業務の整理が組織的に進んでいない。
- ・ 勤務間インターバル確保、ストレスチェック集団分析の活用等、健康確保措置の実効性が不十分である。

※「勤務間インターバル」とは、退勤時刻から翌日の出勤時刻までに確保すべき休息時間のことである。例えば、11時間のインターバルを確保する場合、午後10時に退勤した教育職員は、翌日午前9時以降に出勤することとなる。

○上記の課題等を踏まえ、「給特法」第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

○年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする【12.2日】

○ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【11.7%】

(【 】内は令和6年度の数値)

3. 計画の期間

○令和8年度から令和10年度まで(3か年)

※国は、令和11年度までに、教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としている。

※毎年度、実施状況の評価を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
- ・PTA、地域ボランティア、交通指導員等による通学路の見守り活動を推進する。
- ・学校は安全指導に専念し、日常的な見守り活動は地域と役割分担する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

- ・放課後から夜間における見回りについては、青少年健全育成推進会等が行う見回りに委ね、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◆学校徴収金の徴収・管理(「3分類」③関係)

- ・令和8年4月から、集金機能のある小中学校向け保護者連絡ツールの運用を開始し、学校徴収金の徴収・管理業務の効率化を図る。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・学校では対応が困難な事案については、市役所の顧問弁護士による法律相談を活用し、専門的な見地から助言を得られる体制を継続する。

- ・指導主事を学校に派遣し、学校と連携して対応に当たることで、教育委員会の責任において当該事案等に対応できる体制を維持・強化する。
- ・学校が単独で抱え込まず、早期に教育委員会へ報告・相談できる体制を周知徹底する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・学校に対して回答を依頼する文書等の量の縮減に努め、回答が必要なものについては、校務支援システムの活用による負担軽減を図る。

◆部活動(「3分類」⑬関係)

- ・国のガイドライン(令和7年12月)が示す令和8年度から令和13年度までの「改革実行期間」を踏まえ、段階的に部活動改革を推進する。
- ・特に、令和8年度から令和10年度までの期間において、休日の部活動の地域展開に向けた体制整備に着手する。
- ・「入間市部活動ガイドライン」を踏まえ、活動時間等の適正化(週2日以上(休養日、平日2時間程度、休日3時間程度)を徹底する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑯関係)

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、臨床心理士、作業療法士による小中学校への巡回支援を実施し、専門職の知見を活かした校内支援体制を構築する。
- ・学校職員と市役所の福祉、保健分野の職員による教育と福祉と保健に係る意見交換会を実施し、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケアが必要な児童生徒への支援体制を整備する。

(2) 学校における措置の推進

○学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

ア 年間総授業時数・週当たり授業時数の適正化

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
- ・特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

イ 日課表の工夫

- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

ウ 職務経験が少ない教育職員への支援体制の整備

- ・職務経験が少ない教育職員が担当する授業時数を抑制するとともに、他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。

エ 勤務時間外の対応

- ・設置済みの勤務時間外の留守番電話機能に加え、電話の録音機能を令和8年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

○教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

ア 勤務間インターバルの確保

- ・11時間を目安とする「勤務間インターバル」の確保に取り組む。

イ ストレスチェックの実施と職場改善

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。

ウ 「こころの健康相談」の実施

- ・教職員の心身の健康問題に関する相談窓口である、心理カウンセラーによる「こころの健康相談」を実施する。

エ 年次有給休暇の取得促進

- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することも含めて、その取得を促進する。

オ 「サマーリフレッシュウィーク」の設定

- ・毎年8月11日から8月16日までを学校閉庁日とし、市内一斉の閉校期間として設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 評価・公表

- 取組の着実な実行を図るため、目標の達成状況について、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告するとともに、入間市のHPで公表する。
- 「時間外在校等時間」に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握する。年次有給休暇の取得状況は学校からの報告、高ストレス者の割合については本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(2) 学校への支援・指導

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、「時間外在校等時間」が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

○各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

(3) 関係機関・地域との連携

○保護者、地域の理解を促進するため、首長部局とも連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、協力を得られるよう本実施計画の内容について周知を行う。

入間市立〇〇学校
業務量管理・健康確保措置の実施に関する
基本的な方針（案）

令和8年〇月〇日策定

1. 方針策定の趣旨

本方針は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)第8条に基づき入間市教育委員会が策定した「入間市教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」(以下「市実施計画」)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項を踏まえ、本校における教育職員の業務量の適切な管理及び健康と福祉の確保を図るための具体的な取組を示すものである。

2. 本校の現状と課題

(1) 令和〇年度の時間外在校等時間の状況

項目	数値
年間平均	月 時間
月45時間を上回る割合	%
月80時間を上回る割合	%

(2) 本校の主な課題

- ・例:行事準備に係る時間外在校等時間が長い
- ・例:若手教員の授業準備に時間がかかっている
- ・例:部活動指導の負担が大きい
- ・例:保護者対応に時間を要するケースがある

3. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランス等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を 日以上にする
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を %まで減少させる

4. 具体的な取組

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

項目	本校の取組
登下校の見守り	・ P T A、地域ボランティア、交通指導員との連携体制を強化 ・ 登校時刻の見直しを検討([]年度)
放課後の見回り	・ 青少年健全育成推進会等が行う見回りに委ね、学校独自の見回りは原則行わない
学校徴収金	・ 令和8年4月から保護者連絡ツール (tetoru) による集金を開始し、事務負担を軽減
過剰な苦情等	・ 対応困難な事案は速やかに教育委員会に報告・相談する

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

項目	本校の取組
調査・統計	・ 校務支援システムの機能等を活用し、市から学校に発出される調査等の回答に係る事務負担を軽減
部活動	・ 週2日以上 of 休養日を徹底(平日1日、休日1日) ・ 活動時間の適正化(平日2時間程度、休日3時間程度)

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

項目	本校の取組
授業準備・成績処理	・ 校務支援システム、自動採点技術等を活用 ・ 教材の共有化(学年・教科で共通使用)
支援が必要な児童生徒への対応	・ S C、S S W、臨床心理士、作業療法士との連携を強化 ・ ケース会議を定期的 to 実施し、役割分担を明確化

(2) 学校における措置の推進

項目	本校の取組
年間総授業時数の適正化	・ 標準授業時数を大幅に上回らないよう設定 ・ []年度の年間授業時数:[]時間(標準:[]時間)
日課表の工夫	・ [例:朝の会の時間短縮、清掃時間の見直し等] ・ 放課後の会議・活動は勤務時間内に設定
若手教員への支援	・ 初任者・2年目教員の授業時数を[]時間以内に抑制 ・ メンター制度により先輩教員が定期的に助言
勤務時間外の対応	・ 留守番電話機能(設置済み)、録音機能(令和8年度設置予定)を活用 ・ 勤務時間外の電話対応等は原則行わない

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保

項目	本校の取組
勤務間インターバル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11時間を目安とするインターバルの確保を推進 ・ 月次で在校等時間を確認し、長時間勤務者には個別に声かけ
ストレスチェック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施率100%を目指し、全教職員に受検を促す ・ 集団分析結果を職員会議で共有し、職場改善に活用
こころの健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市教委が実施する「こころの健康相談」を周知
年次有給休暇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度当初に取得計画を作成し、計画的な取得を促進 ・ 夏季休業中等にまとまった日数の連続取得を推奨
サマーリフレッシュウィーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月11日～16日を学校閉庁日とし、全教職員が休暇を取得

(4) 行事・会議の精選

項目	本校の取組
行事の精選	<ul style="list-style-type: none"> ・ [例:〇〇行事の実施方法を簡素化、△△行事を隔年実施に変更等]
会議の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員会議は月[]回、1回[]分以内 ・ 資料は事前配布し、会議時間を短縮 ・ 学年会、教科会等は勤務時間内に設定

5. 推進体制

(1) 校長の役割

- ・ 在校等時間の把握と月次点検
- ・ 月45時間超過者への個別面談と業務配分の見直し
- ・ 教職員への周知・啓発
- ・ 学校運営協議会への報告と協力依頼

(2) 教頭・主幹教諭の役割

- ・ 日常的な業務配分の調整
- ・ 在校等時間データの集約・分析
- ・ 健康確保措置の実施状況の確認

(3) 教職員の役割

- ・ 出退勤時刻の適正な記録
- ・ 業務の見直しへの積極的な参画
- ・ 年次有給休暇の計画的な取得

6. 評価と改善

- ・毎月、在校等時間の状況を確認し、職員会議で共有する
- ・年度末に本方針の達成状況の評価し、次年度の方針に反映する
- ・学校運営協議会に年度末の評価結果を報告する

7. 保護者・地域への周知

- ・本方針を学校HP、学校だより等で保護者・地域に周知する
- ・学校運営協議会を通じて、保護者・地域の理解と協力を得る
- ・特に、登下校の見守り、学校徴収金のデジタル化、勤務時間外の電話対応等について協力を依頼する

本方針は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第4項に基づき、学校運営協議会の承認を得て策定したものである。

承認日:令和8年[]月[]日
入間市立〇〇中学校区学校運営協議会

資料6

「第29回 むかしのくらしと道具展」結果報告

[会期] 令和8年(2026)1月6日(火)～2月15日(日) 開館日数34日間

[会場] 入間市博物館 特別展示室・市民ギャラリー(一部常設展示室)

[観覧料] 無料

■道具展入場者数：4,882人(昨年度合計：4,809人)

常設展観覧者数：3,119人(昨年度合計：3,320人)

■評価

今年度の「むかしのくらしと道具展」は、常設展示室「昭和の入間」における昭和の家やくらしの道具の情景再現、「むかしの小学生」「むかしの食生活」の展示のほか、テーマ展示では「きろくする」と題し、文字・画像・音声・動画等の記録する資料の展示とともに、記録をもとに調査研究する博物館の機能についての紹介も行いました。さらに市制施行60周年にちなみ、市制施行時の資料や写真、昭和41年の資料を集めたコーナーを設置したほか、コーナー外の展示資料についても同年のものには見出し付けるなどの工夫を行いました。

期間中には、恒例となった盆踊りイベントや、「お正月の遊び」体験、「街頭紙芝居」体験、「レコードの音を聞いてみよう」などの関連事業を実施しました。また、指定管理者自主事業の猿まわし公演の関連事業の効果もあり、多くの家族連れのお客がありました。

市内16校すべての小学3年生と市外(坂戸市、瑞穂町)の小学校3校から計1,093名の児童が来館し、展示の見学やむかしの道具の実演を体験することで、郷土学習の理解を深めることができました。

■博物館授業で来館した子供たちの感想

*昔の子どもが自分でおもちゃを作っていることをしてびっくりした

*着物が着られてうれしかった ※たいけんコーナーで着物を着る体験を実施

*休日にもういちどじっくりみにきました ※学校で来館後の休日に家族で再来館

*麦と、からをわける道具を見せていただきありがとうございました。

※学校授業で唐箕の実演を学芸員が実施

参考 関連イベントの参加人数

□小正月だよ!真冬の盆踊り

1月10日(土) 70人 [ボランティア5人(演奏者)]

□お正月の遊び

1月11日(日) 32人

□街頭紙芝居

1月18日(日) 30人 [ボランティア1人]

□はたおり体験

1月17日(土) 7人 [ボランティア2人]

2月7日(土) 18人 [ボランティア4人]

□レコードの音を聞いてみよう

1月24日(土) 34人 [ボランティア3人]

2月14日(土) 40人 [ボランティア3人]

□おやこ手もみ茶体験

2月8日(日) ※降雪のため中止

□体験コーナー(たいけん広場)

1月6日～2月15日 [ボランティア 累計46人]

入間市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則について

原案 別記のとおり

令和8年2月26日提出

入間市教育委員会

教育長 中 田 一 平

提 案 理 由

効果的な職制配置により円滑な組織運営を可能とすることを目的に、部に配置する職として、「調整幹」を新設するため、この案を提出するものである。

入間市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

入間市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和51年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条の表部の欄中

「

副参事	上司の命を受け、部内の特に指定された事項を処理し、担当職員のあるときは、これを指揮監督する。
-----	--

を

「

副参事	上司の命を受け、部内の特に指定された事項を処理し、担当職員のあるときは、これを指揮監督する。
調整幹	上司の命を受け、部内の特に指定された事項を処理するとともに、関係する部課の事務を調整し、担当職員のあるときは、これを指揮監督する。

に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

入間市教育委員会事務局組織に関する規則新旧対照表

改正案			現 行		
(長等の職及び職務)			(長等の職及び職務)		
第3条 次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置くものとし、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、部長、課長及び室長以外の職については、必要に応じて置くものとする。			第3条 次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置くものとし、その職務はそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、部長、課長及び室長以外の職については、必要に応じて置くものとする。		
組織	職	職務	組織	職	職務
部	部長の項～参事の項 略		部	部長の項～参事の項 略	
	副参事	上司の命を受け、部内の特に指定された事項を処理し、担当職員のあるときは、これを指揮監督する。		副参事	上司の命を受け、部内の特に指定された事項を処理し、担当職員のあるときは、これを指揮監督する。
	調整幹	上司の命を受け、部内の特に指定された事項を処理するとともに、関係する部課の事務を調整し、担当職員のあるときは、これを指揮監督する。			
課の欄・課内室の欄 略			課の欄・課内室の欄 略		

議案第7号

入間市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について

原案 別記のとおり

令和8年2月26日提出

入間市教育委員会

教育長 中 田 一 平

提 案 理 由

児童生徒の熱中症リスクの低減を図るため、夏季休業期間を延長し、第2学期の開始日を繰り下げ、併せて、県費負担教職員のフレックスタイム制導入に伴い所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則

入間市立小・中学校管理規則（昭和32年教委規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「8月24日」を「8月31日」に、「8月25日」を「9月1日」に改める。

第3条第1項第5号中「8月24日」を「8月31日」に改める。

第20条第1項中「週休日」を「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」に改め、同条第2項中「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）第6条」を「条例第6条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、「週休日」の次に「又は週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加え、「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

入間市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則について

原案 別記のとおり

令和8年2月26日提出

入間市教育委員会
教育長 中 田 一 平

提 案 理 由

埼玉県条例、職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

入間市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する規則

入間市立小・中学校職員服務規程（昭和32年教委規則第10号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3項を次のように改める。

- 3 職員は、育児休業法第19条第2項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、別表第7の4による部分休業申出書を教育委員会に提出しなければならない。同条第3項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第17条の2第5項中「第1項から第3項まで」を「第1項、第2項及び第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の一項を加える。

- 4 前項の申出を行つた職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の請求にあつては別表第7の4の2による第1号部分休業簿を、同項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の請求にあつては別表第7の4の3による第2号部分休業簿をもつて県教育委員会に請求しなければならない。

別表第7の4を次のように改める。

部分休業申出書

年 月 日

入間市教育委員会 様

校 名
職 名
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名	続 柄	生 年 月 日
			年 月 日 生
2 申出内容	種別	申 出 内 容	
	<input type="checkbox"/> 当初	<input type="checkbox"/> 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）	
	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 第2号部分休業（1日につき条例で定める時間を超えない範囲内）	
3 変更が必要な事情			
4 備 考			

(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は別表7の4の2を、第2号部分休業の場合は別表7の4の3を提出すること。

別表第7の4の次に、次の2表を加える。

別表第7の4の2（第17条の2関係）

第1号部分休業簿

校 名 _____
職 名 _____
氏 名 _____

年度 _____

整理 番号	承認				請求事由 (承認事由)	部分休業の請求期間						請求月日	備 考			
	決定者			請求者		月 日			毎日/ 曜日等	時 間						
1						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
2						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
3						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
4						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
5						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
6						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
7						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
8						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
9						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	
10						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	月 日	

(注) 承認書の職名等は適宜変更または増減できること。

別表第7の4の3（第17条の2関係）

第2号部分休業簿

校 名 _____
職 名 _____
氏 名 _____

年度 _____

整理 番号	承認				請求事由 (承認事由)	部分休業の請求期間						請求時間数	残時間数	請求月日	備 考			
	決定者			請求者		月 日			時 間									
1						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
2						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
3						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
4						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
5						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
6						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
7						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
8						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
9						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	
10						月 日	から	月 日	まで		時 分	から	時 分	まで	時間 分	時間 分	月 日	

(注) 承認書の職名等は適宜変更または増減できること。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

入間市立小・中学校職員服務規程新旧対照表

改正案	現 行
<p>(育児休業等)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員は、<u>育児休業法第19条第2項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、別表第7の4による部分休業申出書を教育委員会に提出しなければならない。同条第3項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>4 <u>前項の申出を行つた職員は、育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の請求にあつては別表第7の4の2による第1号部分休業簿を、同項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の請求にあつては別表第7の4の3による第2号部分休業簿をもつて県教育委員会に請求しなければならない。</u></p> <p>5 略</p> <p>6 職員は、<u>第1項、第2項及び第4項の請求に係り、教育委員会又は県教育委員会の指示があつた場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</u></p>	<p>(育児休業等)</p> <p>第17条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員は、<u>育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、別表第7の4による部分休業承認請求書をもつて教育委員会に請求しなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 職員は、<u>第1項から第3項まで</u>の請求に係り、教育委員会又は県教育委員会の指示があつた場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</p>

入間市指定文化財の追加指定について

原案 別記のとおり

令和8年2月26日提出

入間市教育委員会

教育長 中 田 一 平

提 案 理 由

入間市文化財保護条例第5条の規定により、市指定文化財を追加指定したいので、この案を提出するものである。

理由書

- 1 名称 藤沢橋石造物群
- 2 員数 道標1基、石碑1基、石塔2基、大日如来像1基
(追加指定) 三界万霊塔^{さんがいばんれいとう}1基、庚申塔^{こうしんとう}1基
- 3 種別 有形民俗文化財
- 4 所在地 入間市大字上藤沢31番地先(藤沢橋先)
- 5 管理者 入間市
- 6 追加指定の理由

藤沢橋石造物群は、県道川越入間線の藤沢橋のたもとに並んでいる道標1基、石碑1基、石塔2基、大日如来像1基からなる石造物群である。製作年代や由来、もとの造立された場所はそれぞれ異なるが、周辺の道路整備により現在の位置に集められたもので、藤沢橋付近の貴重な石造物として、平成15年に市指定有形民俗文化財に指定されている

今回追加指定を図るのは、藤沢橋石造物群のある位置から西側約60mの県道沿いに並んで建っていた三界万霊塔1基と庚申塔1基で、令和7年3月に県道の改修工事に当たり、藤沢橋石造物群の位置に移設されたものである。

三界万霊塔は、型式は山形角柱で、正面側には法印寛輿^{かんよ}が導師を務め、念心ほか14人の念仏供養の講中(仲間)が建立したことが刻まれている。さらに裏側には、中藤沢村の中林氏が願主となり、廻国供養成就記念と石橋供養を兼ねて宝暦2年(1752)8月20日に建てたことが刻まれている。左右側面に刻まれた入間市をはじめ所沢・飯能、狭山市等の16の村々や、総勢36人の人物は、願主中林氏との強い結びつきが推測される。

庚申塔は、型式は板石の文字塔で、中林弥兵衛が願主となって明治4年(1871)8月に建立したもので、碑面には、弥兵衛のほか3人の名が刻まれている。建立者が同姓であることから、近親者が関わったと考えられる。

これらは藤沢橋周辺に建てられた石造物であり、当地域の民間信仰の様相を伝える上で重要な資料である。今回の移設に伴い現在の藤沢橋石造物群とともに保存を図るため、追加指定するものである。

藤沢橋改修前の状況



藤沢橋改修後の状況



入間市学校運営協議会規則の一部改正について

1 経緯

『公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律』（令和7年法律第68号）が令和7年6月11日に成立し、同月18日に公布された。

このことにより、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』（昭和31年法律第62号）が改正され、学校運営協議会に係る規定が次のとおり改正される。

- 『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第45条の5 第4項 R8.4.1 施行

改正後	現 行
<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、<u>当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施</u>その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>

【参考】公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（抜粋） R8.4.1 施行
（業務量管理・健康確保措置に関する指針の策定等）

第7条 文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置（次条において「業務量管理・健康確保措置」という。）に関する指針（次項及び同条第一項において単に「指針」という。）を定めるものとする。

2 改正内容

- 校長が作成して学校運営協議会の承認を得なければならない「基本的な方針」の項目について、次のとおり改定する。

第10条第1項中「教育課程の編成に関すること及び学校経営計画に関することについて」を「次の各号に掲げる事項について」に改め、以下の(1)～(4)号を加える。

- (1) 教育課程の編成に関すること
- (2) 学校経営計画に関すること
- (3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

3 施行日

令和8年4月1日（『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の一部改正施行日）

4 今後の予定

庁議協議	令和8年3月17日（火）	
教育委員会議案	令和8年3月25日（水）	3月定例会

入間市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

入間市学校運営協議会規則（令和5年教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「教育課程の編成に関する事及び学校経営計画に関する事について」を「次の各号に掲げる事項について」に改め、次の1～4号を加える。

- (1) 教育課程の編成に関する事
- (2) 学校経営計画に関する事
- (3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関する事
- (4) その他教育委員会が必要と認める事項

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

入間市学校運営協議会規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第9条 略 (学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第10条 対象学校の校長は、<u>次の各号に掲げる事項</u>について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。</p> <p>(1) <u>教育課程の編成に関すること</u> (2) <u>学校経営計画に関すること</u> (3) <u>業務量管理・健康確保措置の実施に関すること</u> (4) <u>その他教育委員会が必要と認める事項</u></p> <p>2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p> <p>第11条～第17条 略</p>	<p>第1条～第9条 略 (学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第10条 対象学校の校長は、<u>教育課程の編成に関すること及び学校経営計画に関すること</u>について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。</p> <p>2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。</p> <p>第11条～第17条 略</p>

入間市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨

入間市下藤沢3丁目22番地9については、従来1区画でしたが、5区画に分割開発され、戸建住宅が建築されることになり、住所が増える見込みとなりました。

現在の通学区域は、小学校については下藤沢3丁目全域が藤沢東小学校区であるため特に問題は生じません。しかし、中学校通学区域は、現状下藤沢3丁目22番地のうち9を除く地域が藤沢中学校区、22番地9のみが上藤沢中学校区となっています。そのため、今回住所が増える見込みである3丁目22番地20～23の住所については、現行規則のままだと藤沢中学校区になってしまい、3丁目22番地9の1棟のみが上藤沢中学校区となってしまいます。

現行規則のままでは、地番の差異のみによって同じ開発区域内で通学先が分かれてしまい、生徒の友人関係や地域コミュニティに不自然な分断が生じてしまいます。これを未然に防ぎ、居住実態に即した適正な通学区域を維持するため、22番地20～23の住所を上藤沢中学校区に指定する必要があることから、今回規則の一部改正をおこなうものです。

2 改正の内容

趣 旨 地域間の公平性を保ち、居住実態に即した適正な通学区域を維持するため、「入間市小・中学校の通学区域に関する規則」を一部改正する。

改正内容 (改正前)

- ・藤沢中学校区 下藤沢3丁目22番地(9を除く)
- ・上藤沢中学校区 下藤沢3丁目22番地9

(改正後)

- ・藤沢中学校区 下藤沢3丁目22番地(9、20～23を除く)
- ・上藤沢中学校区 下藤沢3丁目22番地9、20～23

3 施行期日 公布の施行日から

4 今後の予定 庁議協議 令和8年3月17日(火)
教育委員会議案 令和8年3月25日(水) 3月定例会

入間市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

入間市立小・中学校の通学区域に関する規則（昭和58年教委規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2 藤沢中学校の項中「22番地（9）」を「22番地（9、20～23）」に改め、同表上藤沢中学校の項中「22番地9」を「22番地9、20～23」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

入間市立小・中学校の通学区域に関する規則新旧対照表

改正案		現 行	
別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域		別表第2（第2条関係） 中学校の通学区域	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
豊岡中学校の項～武蔵中学校の項 略		豊岡中学校の項～武蔵中学校の項 略	
藤沢中学校	<p>藤沢小学校通学区域のうち次の地域 （大字上藤沢379から393まで、743、大字下藤沢353から355まで、370から490まで、495から508まで、510、519、527、679、687から761まで、766から768まで、774から808まで、811から817まで、821から827まで、841から845まで、846の一部、986から1037まで、1060から1064まで、1069から1081まで、1263から1298まで、1330から1333まで、1354、下藤沢一丁目、二丁目、四丁目、五丁目） 藤沢東小学校通学区域のうち次の地域 （東藤沢二丁目17から19まで、三丁目4から22まで、四丁目、五丁目、大字下藤沢50から52まで、127から130まで、332から352まで、356から369まで、491から494まで、下藤沢一丁目、三丁目1番地から11番地まで、22番地（9、20～23を除く。）、23番地から25番地まで、29番地） 藤沢北小学校通学区域のうち次の地域 （東町六丁目、七丁目、東藤沢一丁目、二丁目1から16まで、三丁目1から3まで、大字上藤沢375から378まで、大字下藤沢167から</p>	藤沢中学校	<p>藤沢小学校通学区域のうち次の地域 （大字上藤沢379から393まで、743、大字下藤沢353から355まで、370から490まで、495から508まで、510、519、527、679、687から761まで、766から768まで、774から808まで、811から817まで、821から827まで、841から845まで、846の一部、986から1037まで、1060から1064まで、1069から1081まで、1263から1298まで、1330から1333まで、1354、下藤沢一丁目、二丁目、四丁目、五丁目） 藤沢東小学校通学区域のうち次の地域 （東藤沢二丁目17から19まで、三丁目4から22まで、四丁目、五丁目、大字下藤沢50から52まで、127から130まで、332から352まで、356から369まで、491から494まで、下藤沢一丁目、三丁目1番地から11番地まで、22番地（9、20～23を除く。）、23番地から25番地まで、29番地） 藤沢北小学校通学区域のうち次の地域 （東町六丁目、七丁目、東藤沢一丁目、二丁目1から16まで、三丁目1から3まで、大字上藤沢375から378まで、大字下藤沢167から</p>

	170まで、172から188まで、196から199まで、531、533、550から678まで、680から686まで、1038から1059まで、1082から1119まで、1121から1195まで)		170まで、172から188まで、196から199まで、531、533、550から678まで、680から686まで、1038から1059まで、1082から1119まで、1121から1195まで)
西武中学校の項～東金子中学校の項 略		西武中学校の項～東金子中学校の項 略	
上藤沢中学校	藤沢南小学校通学区域 藤沢東小学校通学区域のうち次の地域 (東藤沢六丁目から八丁目まで、大字上藤沢2、3、大字下藤沢113、120、121、131から135まで、150、210、227、228、232、233、235から239まで、247、250から255まで、258から292まで、295、296、302、303、305、309から331まで、762から765まで、769から773まで、809、810、818から820まで、828から840まで、846の一部、847から858まで、863から925まで、927、928、1336、下藤沢三丁目12番地から21番地まで、22番地9、20～23、26番地から28番地まで、30番地から42番地まで、四丁目、五丁目)	上藤沢中学校	藤沢南小学校通学区域 藤沢東小学校通学区域のうち次の地域 (東藤沢六丁目から八丁目まで、大字上藤沢2、3、大字下藤沢113、120、121、131から135まで、150、210、227、228、232、233、235から239まで、247、250から255まで、258から292まで、295、296、302、303、305、309から331まで、762から765まで、769から773まで、809、810、818から820まで、828から840まで、846の一部、847から858まで、863から925まで、927、928、1336、下藤沢三丁目12番地から21番地まで、22番地9、____、26番地から28番地まで、30番地から42番地まで、四丁目、五丁目)
東町中学校の項 略		東町中学校の項 略	

入間市立小・中学校の通学区域に関する規則 改正要旨

「下藤沢3丁目22番地」については、22番地9を除く地域が藤沢中学校区として定められ、22番地9のみ上藤沢中学校区として定められています。22番地9については、従来1区画でしたが、この区画が5つに分割され、戸建住宅が建築されることになり、住所が増える見込みとなったため、従来通りの学区編成を維持するための改正をおこなうものです。

1 経緯

- ・ 下藤沢3丁目22番地9の区画について

従来1区画であり、貸トランクルームであったが、5区画に分割開発され、戸建住宅が建築されることとなった。令和8年1月16日現在3棟建築中。

- ・ 住所について、従来1区画で22番地9であったが、5区画に分割されると、住居表示が実施されている地区ではないため、地番がそのまま住所になる可能性が高い。

地番から想定される住所は

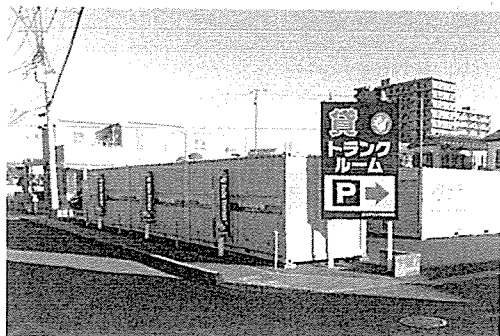
- ①下藤沢3丁目22番地9 ②下藤沢3丁目22番地20
- ③下藤沢3丁目22番地21 ④下藤沢3丁目22番地22
- ⑤下藤沢3丁目22番地23 の5つである。

- ・ 現在の通学区域について、小学校通学区域は、下藤沢3丁目全域が藤沢東小学校区のため、特に問題は生じない。中学校通学区域は、下藤沢3丁目22番地のうち9を除く地域が藤沢中学校区、22番地9のみが上藤沢中学校区となっている。そのため、上記区画で3丁目22番地20～23の住所については、現行のままだと藤沢中学校区になってしまい、3丁目22番地9の1棟のみが上藤沢中学校区になってしまう。

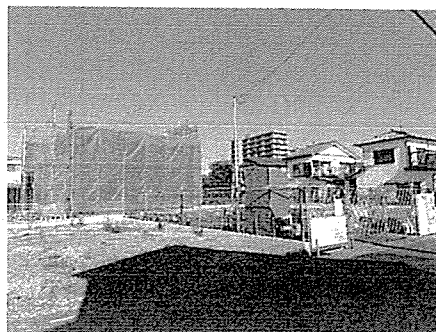
現行規則のままでは、地番の差異のみによって同じ開発区域内で通学先が分かれてしまい、生徒の友人関係や地域コミュニティに不自然な分断が生じてしまう。これを未然に防ぎ、居住実態に即した適正な通学区域を維持するため、22番地20～23の住所を上藤沢中学校区に指定する必要がある。

- ・ 5棟のうち1棟（下藤沢3丁目22番地9）については中学生のいる家庭が転居予定である旨の連絡がきている。

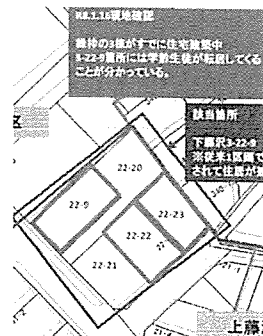
【該当区画写真】



(旧) 下藤沢3丁目22番地9



(現在) 下藤沢3丁目22番地9



2 改正の内容

- ・藤沢中学校校区については3丁目22番地(9、20～23を除く)とする。
- ・上藤沢中学校校区については3丁目22番地9、20～23とする。

【藤沢中学校区】

改正前	改正後
下藤沢3丁目1番地～11番地, 22番地(9を除く)	下藤沢3丁目1番地～11番地, 22番地(9, 20～23を除く)

【上藤沢中学校区】

改正前	改正後
下藤沢3丁目12番地～21番地, 22番地9, 26番地～28番地, 30番地～42番地	下藤沢3丁目12番地～21番地, 22番地9, 20～23, 26番地～28番地, 30番地～42番地

